

## ○国見町木造住宅耐震改修支援事業実施要綱

(平成 26 年 3 月 31 日告示第 9 号)

改正 令和 3 年 5 月 10 日告示第 38 号 令和 6 年 4 月 1 日告示第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、国見町内に存する耐震強度が不足している木造住宅の耐震改修を行う当該住宅の所有者等へ補助金を交付することにより、木造住宅への耐震化対策を促進し、居住の安全と安心を確保するため、国見町補助金等の交付等に関する規則（昭和 63 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この告示において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」又は「精密診断法」により、地震に対する安全性を診断することをいう。
- (2) 耐震基準 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 3 章及び第 5 章の 4 に規定する基準又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 8 条第 3 項第 1 号に基づき国土交通大臣が定める基準（平成 18 年国土交通省告示第 185 号「地震に対する安全上耐震関係規定に準じるものとして国土交通大臣が定める基準」）をいう。
- (3) 上部構造評点 建築物の各階及び各方向について、保有耐力を必要耐力で除した値のうち、最小のものをいう。
- (4) 一般耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満の住宅を 1.0 以上に補強又は改修する工事をいう。
- (5) 簡易耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が 0.7 未満の住宅を 0.7 以上 1.0 未満に補強又は改修する工事をいう。
- (6) 部分耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が 0.7 未満の住宅を地震時の倒壊から住宅所有者等の命を守ることを目的に行う部分的な居室の補強又は改修工事で、福島県知事が定める技術基準に適合させる工事をいう。
- (7) 現地建替工事 耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満の住宅を解体し、同一敷地内に現行基準（新耐震基準（平成 12 年政令第 211 号））を満たす住宅を新築することをいう。
- (8) 避難路沿道 国見町耐震改修促進計画に位置図けられた避難路等の沿道をいう。
- (9) 削除

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、国見町内に存し、次に掲げる要件に全て該当するものとする。

- (1) 所有者、賃借者又は購入予定者（以下「補助事業者」という。）が居住する専用又は併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの）であるもの
  - (2) 工事の着手が昭和56年5月31日以前で、在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の既存不適格住宅
  - (3) 平成17年7月1日付けの福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領又は同要領に準拠して耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさないもの
  - (4) 避難路沿道に存するもの（現地建替工事に限る。）
  - (5) 補助金の交付決定年度内に、耐震改修工事が完了するもの
  - (6) 過去にこの告示に基づく補助を受けていないもの
- （町の補助）

第4条 町長は、予算の範囲内において、木造住宅の耐震改修工事を実施する町民に対して、耐震改修工事及び現地建替工事に要する経費の一部を補助することができる。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、耐震改修工事（耐震改修に伴い必要となる内外装工事等を含む。以下同じ。）及び現地建替工事にあつては、耐震改修工事に要した費用相当額とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次に掲げる工事の区分に従い、当該各号に定める額とする。ただし、耐震化工事に要する費用の5分の4に相当する額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 一般耐震改修工事 補助対象経費の5分の4以内かつ1,000,000円以内の額
  - (2) 簡易耐震改修工事 補助対象経費の5分の4以内かつ600,000円以内の額
  - (3) 部分耐震改修工事 補助対象経費の5分の4以内かつ600,000円以内の額
  - (4) 現地建替工事 耐補助対象経費の5分の4以内かつ1,000,000円以内の額
- （申請書の様式等）

第7条 規則第4条第1項に規定する申請書は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次の各号に掲げる関係書類を添えて町長へ提出するものとする。

- (1) 耐震改修工事の場合
  - ア 補助対象住宅の登記事項証明書（原本）
  - イ 町税の納税証明書（原本）
  - ウ 木造住宅耐震診断書又は結果報告書の写し
  - エ 案内図、配置図、平面図（現況及び改修後）、基礎伏図
  - オ 補強計画図、その他の補強方法を示す図書（計算書等を含む。）

- カ 耐震補強後の耐震診断の総合評価（建築士の記名、押印のあるものに限る。）
- キ 工事費見積書（耐震改修工事費とその他の経費が判るもの）
- ク その他、町長が必要と認める書類

(2) 現地建替工事の場合

- ア 補助対象住宅の登記簿謄本（原本）
- イ 町税の納税証明書（原本）
- ウ 木造住宅耐震診断書又は結果報告書の写し
- エ 工事費見積書（現地建替工事とその他の経費が判るもの）
- オ 案内図
- カ 現況写真（外観写真2方向以上）
- キ その他、町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(変更承認の申請等)

第9条 補助金の交付決定後において、規則第8条第1項の規定に基づき、事業内容及び補助金額を変更する場合は、補助金変更交付申請書（第3号様式）に次に掲げる関係書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 変更する内容を表した図書等
- (2) 変更後の耐震診断の総合評価書（耐震改修工事に限る。）
- (3) 変更工事見積書

2 規則第9条第1項の規定に基づき、事業の中止及び廃止の承認を受けようとする場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を町長に提出しなければならない。

3 町長は前2項の申請があった場合は、内容等変更承認通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(申請を取り下げることができる期日)

第10条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。

(実績報告)

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、実績報告書（第6号様式）に次に定める書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について町長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 建築士が発行する住宅耐震改修証明書又は地方交付税施行規則（昭和 29 年総理庁令第 23 条）附則第 7 条第 6 項の規定に基づく証明書（固定資産税の減免措置を受けるための証明書）の写し
- (2) 要した費用を証するもの（工事等契約書の写し、領収書の写し）
- (3) 工事出来型写真（施工前、施工中及び施工後を各 2 枚程度）
- (4) 工事管理報告書の写し
- (5) 検査済証の写し（建築確認申請書が必要な場合）
- (6) 建替前後の状況が確認できる写真（現地建替工事に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
（補助金の確定）

第 12 条 前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、補助事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第 7 号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第 13 条 補助金交付の決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、規則第 15 条の 2 第 2 項の規定に基づき、補助金交付請求書（第 8 号様式）を速やかに町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 14 条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合

(2) 規則又はこの告示並びに関係法令に違反する行為があった場合

2 町長は、前項の取消しを決定したときは、補助金交付取消通知書（第 9 号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（会計帳簿等の整備等）

第 15 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況が判明する書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

（書類の提出部数及び経由）

第 16 条 この告示による申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1 部とする。

2 補助事業者が規則及びこの告示に定めるところにより町長に提出する書類は、所管課を経由して提出しなければならない。

（施行の細目）

第 17 条 この告示の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 5 月 10 日告示第 38 号)

この告示は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 4 月 1 日告示第 23 号)

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式(第 7 条関係)

補助金交付申請書

[別紙参照]

第 2 号様式(第 8 条関係)

補助金交付決定通知書

[別紙参照]

第 3 号様式(第 9 条関係)

補助金交付決定通知書

[別紙参照]

第 4 号様式(第 9 条関係)

事業中止(廃止)承認申請書

[別紙参照]

第 5 号様式(第 9 条関係)

内容等変更承認通知書

[別紙参照]

第 6 号様式(第 11 条関係)

実績報告書

[別紙参照]

第 7 号様式(第 12 条関係)

補助金額確定通知書  
[別紙参照]

第 8 号様式(第 13 条関係)

補助金交付請求書  
[別紙参照]

第 9 号様式(第 14 条関係)

補助金交付取消通知書  
[別紙参照]